



民事訴訟の2審判決について(報告)

次の訴訟の判決言渡しが令和4年6月9日午後1時15分に広島高等裁判所において行われました。

- 【事件番号等】 令和2年(ネ)第260号 損害賠償, 金銭支払等請求控訴事件
【管轄裁判所】 広島高等裁判所
【控訴人】 株式会社ゆうとびあセトウチ (相手方)

【事件の経過】

1 第1審 広島地方裁判所呉支部

相手方は、第1審において複数の請求をしましたが、「呉市が、グリーンピアせとうちの冷温水発生装置の修繕をすべき義務を負っていたにもかかわらず、これを怠ったため、当該冷温水発生装置が故障し、施設の空調設備が使用できなくなった結果、相手方に生じた損害について、債務不履行に基づく損害賠償義務を負うこと」だけが認められました(損害額 490万3,174円)。

しかし、「呉市は、相手方に対し、平成29年3月1日から同年6月8日までの間、グリーンピアせとうちの施設への電気供給のため負担した電気料金相当額633万6,659円の不当利得返還請求権」を有しており、これと相手方の当該損害賠償請求権を相殺する意思表示をしたことにより、相手方の呉市に対する当該損害賠償請求権が消滅し、相手方の請求が棄却されました。

相手方は、これを不服として控訴をしました。

2 控訴審 広島高等裁判所

相手方は、上記冷温水発生装置の故障に係る損害賠償請求を維持しつつ、「平成17年及び平成28年に相手方と呉市との間で締結した各協定に付随して成立した相手方と呉市との間の本件施設の大規模修繕に係る合意を呉市が不履行にしたこと(債務不履行)の損害賠償請求としての1億7,541万円余及び当該遅延損害金の請求」に交換的に変更し、このことについて判決が言い渡されました。

【判決主文】

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴人の当審における新請求をいずれも棄却する。
- 3 当審における訴訟費用はすべて控訴人の負担とする。
- 4 なお、原判決中、原判決において相殺処理をした部分を除いた部分は、控訴人の訴えの交換的変更により、失効している。

【今後の対応】

- 1 当該判決には、上告の理由等(憲法の解釈の誤り等)がありませんので、呉市は上告又は上告受理の申立てを行いません。
- 2 相手方が判決書の送達を受けた日の翌日から起算して14日以内に上告又は上告受理の申立てをしない場合は、この判決は確定します。